論考

層林問答集』の新寫本について

古谷義昭氏所藏 『曆林問答集』の紹介と檢討

中 細 村井 浩 琢志

はじめに

四 『曆林問答集』とは、 正月に著した、 問答形式で曆數について解説する 賀茂在方が應永二十一年からのあきかた(1) · 二 四

林問答集』は、 賀茂氏本流の勘解由小路家の陰陽師である。よって『暦 賀茂氏は中世日本の曆道・陰陽道の支配者で、 暦道の正統的知識であり、

の通りである。

・宇宙觀を表し、 貴重な書物と言える。 中世の朝廷陰陽道を理解する上でも また江戸時代に多數

中世の曆數

在方は

の版本が刊行され、

般の暦日禁忌思想に

(圖 1) 『暦林問答集』の基本構成 書物である。寫本により異なるが、

その基本構成は圖1

觀

序 目 錄 上卷 釋天地第 釋月建第二十 |四段(本文) 应 (釋土用事第二十五 下卷四〇段(本文) 釋金剛峯第六十四 在方後記 追加項目

『曆林問答集』の新寫本について

も影響を與えている。 先行研究として、 内容については馬場真

理子氏(3) 氏が規準となっている。 があるが、 陰陽道 書誌・寫本研究と校訂については、 書の流通に に關わ っては木村純子氏の研究(4) 中村璋八

村氏の校訂本 (以下校訂本)

は天理大學附屬天理

昌

る。 追記で東北大學所藏本 氏は現存の諸寫本・刊本・版本の所在を示して解説をし、 書館所藏吉田文庫本 四八四) 古寫本 (以下文明寫本) (以下天理本) (以下東北大本) の存在も紹介してい が底本である。 と文明十六年 また

寄與できればと考えるところである。

ず細井が二〇一三年に國立天文臺を介して古谷義昭 ○一九年十一月に中村琢とともに再調査を行って確認し を知ったの (青森縣在住) 本稿で紹介する新寫本發見のいきさつを述べると、 直後に細井は併せて東北大本も調査してい が最初である。 所藏の 『曆林問答集』(以下古谷本)の存 同年に簡單な調査したが、二 ま 在 氏

よって本稿の目的は、 古谷本の紹介と考察により、 結果、

曆林問答集』

の書寫過程について一定の知見を

. る。

この

得ることができた。

準を更に向上させるべき時期に來ている。 春彥編)では中世の曆に關する論考も收錄され、(補記参照) える問題を提示することである。 (名著出版) "曆林問答集" シリーズが刊行され、 の寫本系統を解明し、 現在、 第二卷 次いでそこから見 『新陰陽道叢書』 「中世」(赤澤 本稿はこれに 研 究 水

景と、 が調査し、全體については適宜協議して細井がまとめた。 いては主に細井が、古谷本の藍本である遠忠本作成 (後述)、京本 なお本稿での各寫本比較や なお本文檢討は古谷本、 作成地である戦國期大和國については主に (後述)、文化八年(一八一一) 東北大本、 『曆林問答集』 天理 版本 本 の内容 或 中 一會本 村 E 0 背 0 琢

一 古谷本『曆林問答集』 の紹介

文化版本」)以外は、

校訂本による。

形狀・構成 奥書

表紙には題箋 最初に古谷本の形狀を説明する。 唇林問答 全 が貼られる。 **造引表紙** 裏表紙の裏 の册子で、

袋とじで、タテ約二四㎝、 打ち紙には文字があるが、 横約一七㎝、字配りは半丁二 未判讀である。 中は杉原紙の

傍訓が全體に施される。人名には朱一本線、 字體に近い漢字が使われる傾向があり、 ○字×一○行でおおむね楷書である。全體に現代の標準 朱合點や返り點 書名には朱

は正字體・現行字體に改めた。

二本線が引かれる。本稿はこれらを省き、

一部の異體字

基本構成」も参照)。 續いて古谷本の構成を見よう(圖1「『曆林問答集』の 構成は序→目錄→本文→追加項目

(史料1)古谷本『暦林問答集』在基追記他奥書(以下 右曆林者祖父在方卿書之然者依

永正十六年〔乙卯〕三月九日 従三位賀茂在基在 持明院殿御所望写之奉備賢覧者也

(改頁、 次頁は行書体

写本之

右以或本令書写之加校畢

于時天文十三年極月廿日

『曆林問答集』の新寫本について

體…或家之口傳或道之樞要也烏焉之誤須招後見之嘲慎勿 在方後記「昔者河圖畫八卦洛書叙九章由此天數地卦爲用

出深室是幸焉 龍集甲午孟春日在方誌」(昔、

爲す…或は家の口傳、 を畫き、洛書は九章を叙す。此れに由り天數・地卦は用體と 或は道の樞要なり。 鳥焉の 河圖 誤りは須く 間は八卦

幸ひなり。 龍集甲午孟春日 在方誌す)→奥書、

以上の順

是れ

後見の嘲りを招かん。慎んで深室を出すことなければ、

である。次に奥書(史料1)を示す。

内は割注、

傍線は筆者による)

中原遠忠

右不慮此本令菅見之間俄写之

訖永代可准重宝乎

天文十四年〔乙巳〕六月八日従去四日至今日

右筆圓清判

這一冊者南都新薬師寺奥坊累代令所持 (改頁、次頁以降は楷書体に戻る)

雖為秘藏之書依懇望難辞被恩借頼于小橋

某而令書写以不明之老眼令校合尋古跡於加朱点訖

于時五十八歳

元禄十一歳次〔戊寅〕四月十二日 山本某藤原忠辰判

於和州平群郡法隆学問寺中院所令一校也 相傳懷存判

(改頁) -

生之論交莫逆之佳友也時予就案頭開一帖朝、夕、也此書也 願竊一覧於覚宣高師、不得止與予蜜令見之是誠依為平 此二卷者法隆学問寺累世所持秘、之書而実不出書蔵也尓予

四

導人之基也テ又得知天地之循環陰陽之消長萬物之盛衰 今幸染于筆寸暇之時書写而以残於後世乎于時寛政拾三年 盡円轉無窮而毫髮不可差矣依是願欲我家百代之子孫傳 元賀茂士之所輯録而引皆諸文之説増以己意誠能誘人能

[辛酉]二月廿三日至書写之遂筆功 若槻村陰陽家

中川安元主(花押)

古谷本奥書の検討

持明院殿の御所望により之れを冩し、覽に備へ奉るものな と同じく在方後記の次に追記 (史料1直線部に該當)があ 版本を含む**通行本**の藍本とされる。 追記には、「右暦林は、 都府立京都學・歷彩館所藏本 祖父在方卿之れを書く。 この京本も、古谷本 (以下京本) は、 然らば 文化

寺本)。

次に元祿十一年(一六九八)に津藩の山本忠辰。

同院で相傳す

院殿 あることが知られ、 から在方孫の在基が、永正十六年(一五一九)に は追記に、賀茂在基の署名等がある 古谷本の書寫過程は、 に獻呈した寫本(以下在基本)がこれらの藍本で 中村氏もそのことを指摘してい 奥書 (同波線部) よりかなり (同破線部)。ここ · 「持 る₇ 崩 崩

(書き下し)とある。

古谷本・東北大本

(史料2) に

師寺の右筆圓清が筆寫し、 (一五四四) に中原遠忠が書寫し 確である。 まず在基本の恐らく轉寫本より天文十三年 同寺奥坊が傳持した(新藥師 (遠忠本)、 翌年、 新藥

若槻村の陰陽家中川安元主が、 る 書寫し、法隆寺中院の懷存が一校を加え、 (法隆寺本)。それを寛政十三年 (一八〇一) に大和國 知人の覺宣の協力を得

閲覽し、 本を南陽房了政が天正十三年 なお東北大本は、 書寫したのが古谷本である。 その奥書 (史料2) (一五八五) によれば、 に小池與介末

在基

孫から借りて寫したものらしい。

曆林問答集』 の新寫本について

(史料2) 東北大本 『暦林問答集』在基追記・奥書

右暦林者祖父在方卿書之然者依 持明院殿

御所望寫之奉備賢覧者也

永正十六年[己卯]三月九日 従三位賀茂在基

暦林作 仁王百二代後小松院御宇應永十一年甲午至當今

天正十三年乙酉一百七十二年云々

(追加五項目 略)

天正十三(乙酉)年霜月吉辰寫之畢

南陽房了政

正本十三小池与介末孫令借用写之者也

(三) 古谷本の構成上の特徴 續いて古谷本の構成上の特徴を、 他の主要寫本と比較して 他の主要寫本と比較

して確認したい。

まず校訂本の底本である天理本の構成は、

る。 十項目 (史料3) →在方後記→識語など、 本文に續く追加項目を次に示そう。 という順であ 本文→追加

史料3) 天理本 『暦林問答集』 追加項目

王相方

五月上屋禁忌事

小児剃髮々置深曽木忌月之事 年中凶 |月事

土用間日不可用

事

隨事宥用日

事

在判

長短二向

生日 受死日事

八專日事 晝夜時刻法

→在方後記→ (在基) 追記→|追加五項目] (「王相方」 古谷本と同じ在基本系の文化版本や京本は、本文

「一年中凶月事」「土用 閒 日 不可 用事」「八專日

事」「晝夜時尅法」) +圖表 (京本なし)という順であ

る。

である。 在基追記→ |追加五項目| (文化版本と同じ) →奥書、 の順

次に同じく在基本系の東北大本は、本文→在方後記→

記→在基追記→その他の奥書、という順である。 これらに對して古谷本は、本文→追加六項目→在方後 順番も

版本五項目+「五月上屋禁忌事」(史料4)と六項目あ 他の在基系三本と異なるが、 追加項目も、 古谷本は文化

六

る

(史料4) 古谷本『暦林問答集』追加項目「五月上屋禁

忌事」(特に原文の返り点等を付す)

○五月上屋禁忌事

夫五月者午月也午主,火々者有,炎上之性,故上,屋 必有,,失火尤忌,又云五月上,屋有動摇損亡又云主

人禿〔云々〕説 文云禿無ゝ髪白(朱線あり) ハ 也

がある。 て史料4も書寫過程で異本により書き加えられた可能性 對校の旨の書き込みがある (「釋天地第一」など)。よっ 3)。だが古谷本は、 禁忌事」が「王相方」の次の二番目に配置される(史料 本・國立國會圖書館本 諸本では、「晝夜時刻法」が追加項目の最後で、天理 最後に來る。實は古谷本は異本で (以下國會本) 等では、「五月上屋

本・京本では在基追記の後に追加項目がある點より、 だったと推測される。さらに言えば、東北大本・文化版 在方原本にこの文化版本五項目を追加したものが在基本 逆に在基本系諸本は文化版本五項目が共通する點より、

紙の形で存在したと見ることも可能である。

基本本體は在方後記・在基追記で完結し、

追加 項目

は別

命業胎三宿事」があるが、古谷本・東北大本・國會本に 本にも)、上卷の最後 など五項目が增える。また天理本には なお天理本・國會本は、 「釋月建第二十四」の後 在基本系寫本が脱する史料 (無窮會神習文庫 4

4以外の違いもある。 一方古谷本は、他の在基本系寫本と比較すると、 例を示そう。

はない點が注意される。

①「釋往亡第四十二」下の割注 (史料5)

みは第四十一段末餘白~第四十二段タイトル下の餘白に 理本にもないが、國會本にはある。ただ國會本の書き込 これは東北大本・京本にはない。なお非在基本 一系の天

(史料 5) 古谷本『暦林問答集』「釈往亡第四十二」下の あり、別本による追筆の可能性がある。

割注

帝曰我住彼亡日木克之由之言之可廢明矣 論往亡日唐本宗曰宋武帝以往亡日起軍更以為不可

曆林問答集』 の新寫本について

墓 次に、

②「釋五墓第四十六」

0

「戊辰

日為

土五

0)

るが、天理本にはない。 東北大本・京本にない。 「辛丑日爲金五墓」の一文が挿入されてい 方、 國會本にはこの一文があ . る。 これ

忌之但/佛事ニハ用之」(/は改行) ③「釋十二支吉凶第五十八」の 申 Ė の割注が 「百事

Va 但 る /神事用之」とある。 つまり神事が佛事に改變されて

しない。

これは東北大本をはじめとする他本では、

「百事忌之

④追加項目「八專日事」(史料6)

(史料6) 古谷本 『暦林問答集』 「八専日事」 (特に原文

の返り点等を付す。 傍線は筆者による)

於"下界,佛事無"聖衆之影向,[云々]仍自, 右八箇日者宿曜経稱,,八専日,也冥衆悉上,天故(編編5), [(朱線あり)

顕徳四/ /年丁未歳,以來三宝類忌,之

(右八箇日は宿曜經八專日と稱するなり。

冥衆悉く天に上る。

故に下界の佛事に聖衆の影向無しとうんぬん。よって大唐顯

八

徳四年丁未歳より以來三寶類之れを忌む。)

傍線部は、

東北大本では「仍自大唐顯德四年丁巳歳以

來三寶類皆忌之」(京本も「丁巳歳」)となる。 本でも「仍自大唐顯德四年丁巳歳以來三寶類皆忌之」で なお天理

ある。

北大本・天理本等の顯德四年丁巳は、 (九五七) であろう。 古谷本の丁未年は北宋景徳四年丁未(一〇〇七)、 なお文化版本の「戊巳歳」 後周顯德四年丁巳 は存在 東

親本の違 以上より、 V2 の他に異本による記入や意改の結果だと考え 古谷本の、 東北大本等との違いは、

られる。

『曆林問答集』

の書寫過程につい

7

の書寫過程全體を推測する。 次に在基本系以外の重要寫本も考察し、 『曆林問答集

天理 本

最初に、 天理本の奥書 (史料7) 及び賀茂氏系圖

· 清

原氏系圖を示す。

(史料1)天理本『暦林問答集』奥書等

①在方後記の後の追記

文明八丙申六月中旬點校了 正議大夫司曆博士賀茂在方撰

②追記の次の識語

斯兩卷者祖父在方所撰擇也曆家眼目天道 樞要披之如向鏡覧之似仰日故神秘等金

賞翫過玉深納箱中全無他見而今清公

送予示之予忽生驚異疑此為誰所与乎

冝依頼寄感得也敢勿軽慢以傳後徹尤多

従二位在盛(花押)

年五月朔日所望此奥書畢

文明

③「神祇服忌令」奥書 (『暦林問答集』と合本)

『曆林問答集』の新寫本について

(前略

右大概如此

神祇長上正三位、ト部朝臣兼俱文明十二年六月日

此舎□吉田三品兼俱卿自筆今

書写畢

右曆林問答者為在方卿之撰

④最終丁左の識語

雖有世上□数本於有朱墨之兩點者

作有在盛卿之奥書[云々]凡此本者

希有也深納凾底敢莫出窓外矣

天文甲午季夏廿四日

正五位下行侍従卜部朝臣兼右

⑤ 裏表紙 裏の 識語

加修補畢 弘化四年[丁未]歲十一月十六日

九

後三位侍後卜部良芳 (1)

賀茂氏系圖 (9) 従三位母

(圖 2)

在方——在貞——在墓

(圖3) 淸原氏系圖

良賢―賴季―宗業―良宣(業忠)―宗賢―

宣賢(卜部兼俱第三子)-

業賢

「兼右(卜部兼滿養子に)

ぐに似る。故に神祕は金に等しく賞翫は玉に過ぐ。深く箱中なり。之れを披けば鏡に向ふが如く、之れを覽ずれば日を仰なり。之れを披けば鏡に向ふが如く、之れを覽ずれば日を仰なり。之れを披けば鏡に向ふが如く、之れを覽ずれば日を仰なり。之れを披けば鏡に向ふが如く、之れを覽ずれば日を仰なり。之れを披けば鏡に向ふが如く、之れを覽ずれば日を仰なり。之れを披けば鏡に向ふが如く、之れを覧者父の宗賢か)より、

す。

予忽ち驚異を生ず。疑ふらくは此れ誰が與ふるところな

に納め全く他見無し。しかるに今、

清公、予に送りて之を示

ことなかれ。以て後徹に傳ふれば尤も幸多きか。」)。るか。宜しく依賴し、感得を寄すべきなり。敢へて輕慢する

 $\overline{\bigcirc}$

b宣賢の實父の卜部兼倶の關與が想定される(史料7ことだかれ 以て後篇に復ぶれに为も書ききか」)

c 宣賢次男のト部兼右が相傳(史料7④

3

續いて、天理本の由來について考察したい。天理本の

d 通行の版本・刊本とはかなり異なる。 特徴は次の通りである。

f 「清公」所持本で、その所望により文明十年(一四七e在基本系の古谷本とも字句に多くの違いがある。

驚いた」旨の識語を認め、兼右の手に渡り(④)、その盛が「秘藏本を「清公」(清原氏)が持っていることに人) 五月一日に(史料7②圍い部分—中村氏は未紹介) 在

後吉田家(卜部氏)に傳わった(⑤)。

は實は信用できない。なぜなら天理本上卷の最後の綴じの圍み部分と矛盾はない。だが在盛の識語(史料7②)の の国み部分と矛盾はない。だが在盛の識語(史料7②)(②)なお在盛は文明十一年に沒しているので、史料7②以上から、天理本は一見、淸原氏系寫本のように思え

込み部分に、史料8の書き込みがあるからである。

(史料8) 天理本『暦林問答集』上巻末尾

文明第八[丙申]夏五庚申日以賀茂二品在盛卿本書写

同朱墨之點功畢[尤足卷□]

(……賀茂二品在盛卿の本を以て書写す。同じく朱

墨の點功畢る[……])

少なくとも天理本上卷は、在盛所持本(在盛本)を書

寫したものである。だが在盛は、

識語 (史料7②) で上

子孫鄭重者乎

が「清公」の依賴で自分の所持本を貸して寫させ、その

下卷とも「清公」から示されたものとする。つまり在盛

とをカモフラージュするため、「清公」から示された寫權威附のために識語を求められた際、秘藏書を與えたこ

とも在盛本の寫本なのである。 つまり天理本は、實は淸原氏系寫本ではなく、上下卷 本と書いたと考えられるのである。

(1一) 國會本

國會本は、明經道淸原氏に傳來したものと思われる

(史料9)。

(史料9)國會本『暦林問答集』在方後記・良賢追記

要也鳥鳥之誤須招後見之嘲慎勿出深室是幸焉躰………………或家之口傳或道之樞幹可圖畫八卦洛書叙九章田此天数地卦為用

今看曆林之新書斯知累家之餘慶貴賤之謹慎正本□書云 在方誌

大外史清原真人

孔門老士常宗(花押影)

a 序の次の「曆林問答集總目錄卷上二十四段」は古谷賢(常宗)が書寫したものである。中村氏は良賢出家が野、天理本より近い箇所もある。次に例示しよう。ところが二十一年〔一四一四〕)直後に作成と推測する。ところが二十一年〔一四一四〕)直後に作成と推測する。ところが四十二十一年〔一四一四〕)直後に作成と推測する。ところが四十二十二十二十二十四段」は古谷

本・東北大本も同然。

「曆林問答集」の新寫本について

天理本は「上二十四段」とあるだ

け。

b「釋二十四氣七十二候第十七」などの異同(史料10)。

(史料10)「釋二十四氣七十二候第十七」における諸本の

異同の例

(小満四月中冒頭

①天理本

小満四月中配於已苦菜秀此時候物長於此秀生也

②

古谷本

小満四月中配于己苦菜秀此時候物咸秀生也

③ 國 會 本

小満四月中配于己苦菜秀此時候物咸秀生也

(第十七段の終わり)

①天理本

三十日六候 是以一歳二十四氣十二月七十二候也右七十二候者五日一候一氣十五日三候一氣也一月

定可多誤乎後見之人可改也之説載之十干十二支者以尓雅淮南子等之兩説註之皆知草木萠牙鳥獸變化耳但七十二候者以月令正義

② 古谷本

皆知草木萠牙鳥獣変化耳 以月令正義三十日六候二気凡一歳十二月二十四気七十二候也右七十二候者五日一候 十五日三候一気也一月

之説載之十干十二支 以尔雅淮南子等之 説註之

定可多誤乎後見之人可改之

③ 國 會 本

之説載之十干十二支 以爾雅淮南子等之 説註之 三十日六候 気凡一歳十二月二十四気七十二候也三十日六候 気凡一歳十二月二十四気七十二候也

定可多誤乎後見之人可改之

以上より、

國會本は良賢本の比較的忠實な寫本で、在

基本系寫本との共通部分は在方原本に遡る、という可能

性が想定できる。

十四」)の後、在方後記の前にある。これに古谷本との法」の追加十項目が、天理本同樣に本文(「釋金剛峯第六また國會本は、天理本と同じ「王相方」~「晝夜時刻

はその轉寫本を、天理本及び古谷本に使われた異本等で 異同を考慮すると國會本は清原氏か吉田家で良賢本また 部を補い、 順序も整理して清書したもの(もしくはそ

ちなみに國會本は誤脱した文字を、同じ行の途中や行

の轉寫本)だといえよう。

置ではなく、親本で脱字が記された箇所の近くの行に入 た別の寫本を轉寫したもので、 終行など)。これは國會本が、校合の際に脫字を挿入し 日第三の六行目、釋二十四氣七十二候第十七の寒露九月節最 末に行中の一字として書き、挿入を表す記號を附す 脱字を意味上の本來の位 (釋

(三) 文明寫本

れて書いものだと考えられる。

兼倶が寫し、さらに摩尼珠院僧禪濟が寫したものである たもので筆者未見。 (史料11)。美濃判よりやや大きく、上下二卷合本で全五 昭和五十四年 (一九七九) 國會本と同じく良賢本の寫本を卜部 の古典籍下見展觀に出され

(史料11)文明写本『暦林問答集』奥書 「曆林問答集」の新寫本について

二丁、本文は一〇行、朱點附とされる。

本云、大外記清少納言入道與書

今看暦林之新書、 斯知累家之餘慶、 貴賤之謹

慎 子孫之鄭重者平

孔門老士當宗判

寫本云

予加朱墨點了、違失定可多

努々不可外見矣

從二位侍從卜部朝臣判

文明十六季八月自吉田二位令借用摸寫之、謬字可多矣

摩尼珠院本也

法印権大僧都禅済六十一歳

增補本・在盛本・古谷本書き入れの異本

四

在基本・在盛本共通

の追加五項目

(文化版本五

項 É

は、 在基・在盛の共通の祖父である在方が、 在世中に

身の手で加えた可能性が高いだろう (増補本)。 在盛本(天理本の親本)は文化版本五項目に更に五

基本系寫本との字句の違いが多いので、 及び「一 命業胎三宿事」を追加している。また在 在方原本に大幅

貝

な加筆をしていると推測される。

一方、古谷本に「五月上屋禁忌事」のみが追補されて

いるので、文化版本五項目にこの一項目を加えた追加六

使用したとみられる。「五月上屋禁忌事」は在盛本にも

項目の寫本(異本)を古谷本もしくはその藍本が對校に

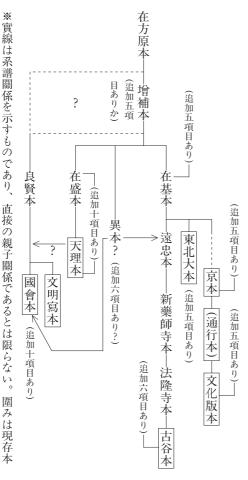
が増補本にこの項目を追加した寫本を作ったことがあっあったと思われるので、在盛の父在貞もしくは在盛自身

た可能性がある。

以上の考察に基づき、寫本系統は次のように想定され(5) 寫本系統について

る。

(圖4)『曆林問答集』の想定寫本系統



三 中原遠忠について―古谷本藍本の

一つ遠忠本の成立について

在基が永正十六年(一五一九)に寫本を獻呈した「持

る。 で知られる持明院基春(一四五三~一五三五)であろう。 で知られる持明院基春(一四五三~一五三五)であろう。 の記)のある。

(8)「中原遠忠」は江戸時代史料だが『和州國民郷士記』「中原遠忠」は江戸時代史料だが『和州國民郷士記』「中原遠忠」がある。十市氏は興福寺に編成されたの系譜に「遠忠」がある。十市氏は興福寺に編成されたの系譜に「遠忠」がある。十市氏の別姓に「中原」、十市氏の系譜に「遠忠」がある。

部少輔中原遠忠」と見える。當時の十市氏の支配權は山遠忠五十番自歌合」(享祿二年〔一五二九〕) ほかに「兵と交流のあった文化人であった。遠忠の中原姓は「十市四年(一五四五)三月十六日沒であり、京都の貴族たちこの十市遠忠は明應五年(一四九六)生まれで天文十

政や筒井順昭と戰った。 氏配下)が大和に進出すると、遠忠は龍王山城を築き長氏配下)が大和に進出すると、遠忠は龍王山城を築き長えていた。天文五年(一五三六)に、木澤長政(畠山在遠・城下・城上・十市の四郡に及び、南都の南を廣く抑

また遠忠の詠歌は法樂和歌が多い。大永六年(一五二八年)であると同時に、歌會による支配權の再生產の側面ス)であると同時に、歌會による支配權の再生產の側面ス)であると同時に、歌會による支配權の再生產の側面

っ た<u>2</u>8 する。 とが可能であった。 名、 は内容に關係なく、神佛への祈願と報賽の意味を持ち、 幡法樂、ほか人丸法樂・聖廟法樂などがある。法樂和歌 六)二月に太神宮法樂、翌七年夏に八幡法樂・東大寺八 の思想もあり、 **参加者の統合を保證する。よって和歌の保護者である大** 國人一揆を構成する領主同士のつながりを深めるこ このため十市氏に限らず、 つまり和歌を詠むこと自體が宗教行爲と同等であ 和歌を神のあらわれとする考え方も存在 そして和歌即佛道 神人である大和國國民 (和歌卽陀羅尼)

曆林問答集』

の新寫本について

れる。 は 宗教行為として當たり前に和歌を詠んだとも考えら

者也」とあり、 場を超え、 0 月 首和哥 納詠哥等享祿二冬書番逍遙院殿勝負之字所望申一納詠哥等享祿二冬書番逍遙院殿勝負之字所望申一 合左者大永七夏爲八幡法樂詠之、 番自歌合」 して現れ、 また前掲 同 歌合などに番えて、 て遠忠は十市郷を治める 添 四日條) 一五三三)、富小路資直らに合點評語を依賴している。 ...公條(一四八七~一五六三)、 特に實隆との深い關係が注目される。 こうした和歌をめぐる遠忠の交遊であるが、 削依賴で、 自 內 の清原宣賢 とある。 遠忠と京の貴族層との深い繋がりが窺える。 識語 廣く南都に影響を及ぼし得る存在へと成長し 山催促、 より普遍性の 對應は不明なが (享祿二年〔一五二九〕) には、「右 三條西實隆 つまり遠忠は和歌で知られた實隆 合點遣之」(『實隆公記』享祿二年 $\widehat{}$ 四七五~一五五〇) 一神人 高い ら實隆側にも、 (一四五五~一五三七)、 德大寺實淳 右者同比東大寺八幡法 權威に接近できた。 (=大和國國民) 「十市遠忠五十 も仲介者と (一四四五 詠歌を自 「十歳忠 市(遠忠) 卷書寫 自哥 0 立 ょ 册 +

たと考えることもできよう。

籍は の古典籍は部分的な復元が可能である。(33) の説がある。 室→安位寺明王院 た が購入し、尊經閣文庫に蒐藏された。 61 以上を踏まえて、 「興福寺之內明王院書籍之覺」に記錄され、 まず遠忠の舊藏書は、 この明王院舊藏書の相當部 (興福寺大乘院末寺)と繼承され 『暦林問答集』と遠忠の關 その後、 子 • 前田家確 分は 遠勝 加賀 係を探 認 →遠勝後 明王院 0 前 たと 古 田 典 家 ŋ

例外の一つである。 わせる。 ほとんどが和歌に關 『馬醫書』『當流馬書』『太子憲法抄』 このことは遠忠の暦注への關心を窺 わる書物で、 『曆林問答集』 などの例外を除き、 はその

實はその中

i

『曆林問答集』

がある。

遠忠

0

藏書は

寫流通していた。 四月二十日條)、 暦注書)を書寫しており 知作者〕 等終書寫功了」『實隆公記 陰陽道書は祕藏とされながら實際には書 歌人にとって、 の『日法雑書』 (「在盛卿所作日法 暦注書は四季を詠 永正七年 3雜書并 二 五 曆 注 む際 9

實隆も賀茂在盛

(別 名

『吉日考秘

の參考書となり得たろう。

新藥師寺本が書寫されたのだろう。 同國の有力寺社とも關係があり、そのつてで遠忠本よりにした可能性が考えられる。また大和國國民の遠忠は、心とする和歌のグループを介して、『曆林問答集』を手がとする和歌のグループを介して、『曆林問答集』を手

むすび―古谷本發見の意味

結論を述べたい。

- 明院家に獻呈したものの轉寫本である。と同じく、『曆林問答集』撰者賀茂在方の孫の在基が持(1)本稿で紹介した古谷本は、東北大本や文化版本など
- に變えられたのは、寫本使用者の狀況が影響していると ・江戸初期に『曆林問答集』はいくつかの寺院で轉寫さ に大和國有力寺院の曆注重視の思想を顯す。また古谷本 に大和國有力寺院の曆注重視の思想を顯す。また古谷本 に大和國有力寺院の曆注重視の思想を顯す。また古谷本 に大和國有力寺院の曆注重視の思想を顯す。また古谷本

づかない佛教系知識を輕視する點だと指摘されているの推察される。『曆林問答集』の特徴は、陰陽五行説に基

興味深

の傍流幸徳井家の曆道に影響を與えた可能性がある。となったとの推測があり、興福寺大乘院に仕えた賀茂氏となったとの推測があり、興福寺大乘院に仕えた賀茂氏

集』のような暦注書を重視している。これは中世の和歌(4)三條西實隆や十市遠忠といった歌人が、『曆林問答

の呪術性からみて當然かもしれない。

本)よりも、東北大本・古谷本・國會本の方がより在方(5)中村氏により善本と言われていた天理本(校訂本底

原本に近いと思われる。

- ップを續けていたらしい。 追加項目の增補など、在盛らは常に內容のバージョンア追加項目の增補など、在盛らは常に內容のバージョンア盛の所持本を寫したもので、原本をかなり改變している。
- 寫本系統がかなり明らかになった。現存寫本は、賀茂氏(7)古谷本の登場と天理本の檢討で、『曆林問答集』の

七

曆林問答集』

の新寫本について

は神道吉田家で校合されているらしい。また在盛本系と良賢本系の寫本が、明經道清原氏もしくの在基本系・在盛本系、清原氏の良賢本系の三種ある。

うことが可能である。 じ賀茂氏(勘解由小路家)内部での家説の違いなどを鏡じ賀茂氏(勘解由小路家)内部での家説の違いなどを鏡

これらの解明が進めば、本稿で想定した寫本系統圖にも立過程が不明で、古谷本引用異本の實態も不明である。造過程が不明で、古谷本引用異本の實態も不明である。立過程が不明で、古谷本引用異本の實態も不明である。遠

該當箇所の本文、史料11、註16、圖4を書き改めた。(思文閣出版、二〇二一年二月刊)第三部第五章で知り、目錄の存在を川本愼自『中世禪宗の儒學學習と科學知識』〇二一年一月に刊行された。また文明寫本を紹介する古書#記)赤澤春彥『新陰陽道叢書第二卷中世』は投稿後の二

(謝辞) 貴重な所藏寫本を示して史料調査に全面的に協力してくださった古谷義昭氏に、心より感謝を申し上げたい。なお本寫本の紹介については、古谷氏の許諾を得ている。また寫本の情報を傳えられた國立天文臺、及び寫本の撮影を許可された天理大學附屬天理圖書館、寫眞版での閱覽を許可された天理大學附屬天理圖書館にも御禮を申し上げる。また本報告は科學研究費助成基金(課題番號:一九K○一また本報告は科學研究費助成基金(課題番號:一九K○一また本報告は科學研究費助成基金(課題番號:一九K○一また本報告は科學研究費助成基金(課題番號:一九K○一また本報告は科學研究費助成基金(課題番號:一九K○一また本報告は科學研究費助成基金(課題番號:一九K○一また真本の問題を持ている。

(引用史料)

修正が必要かもしれない

註

(1) 賀茂氏の事績および賀茂在方については、以下を参照。

版

- 二○○○年(初版一九八五年)、三三五~三三六頁。
- 二〇一七年、一〇五~一二五頁)。
 暦注の解説を中心に―」(『東京大學宗教學年報』三四號、(3) 馬場眞理子「曆の「正理」―『曆林問答集』における
- 會』、三四一~三四九頁。(4) 前掲註(1)、木村純子『室町時代の陰陽道と寺院社
- 版』、三二一~四〇〇頁。(5) 前掲註(2)、中村璋八『日本陰陽道書の研究 増補
- (6) 京本は「廣橋藏書」印があり、江戸初期の書寫と中村 氏は推測する。前掲註(2)、中村璋八『日本陰陽道書の研究 ・ 近本と共通する。ここから中村氏は京本を版本の藍本と 版本と共通する。また本文→在方後記→(在基)追記→ 代は推測する。また本文→在方後記→(在基)追記→
- (7) 前掲註(2)、中村璋八『日本陰陽道書の研究 増補
- 記』)が飜刻されている。山本家は、興福寺衆徒の筒井た。民俗學者平山敏治郎により日記(『大和國無足人日本郡田原郷に住む津藩の無足人(いわゆる鄕士)であっと) 山本忠辰は、一般に山本平左衞門で知られ、大和國添

、一説によると松尾芭蕉と關りがあったとも言われてり、、一説によると松尾芭蕉と關りがあったとも言われてり、、平左衞門においては、古谷本の奥書に見える時期にち、平左衞門においては、古谷本の奥書に見える時期にち、平左衞門においては、古谷本の奥書に見える時期にち、平左衞門においては、古谷本の奥書に見える時期にち、平左衞門においては、古谷本の奥書に見える時期にち、平左衞門においては、古谷本の奥書に見える時期にち、平左衞門においては、古谷本の奥書に見える時期にち、平左衞門においては、古谷本の奥書に見える時期にち、平左衞門においては、古谷本の奥書に見える時期にち、平左衞門においては、古谷本の奥書に見える時期にちかい元禄に入る。

會』、一八三頁。 ○○二年〔初版一九八九年〕、一五頁)。

社

- (10) 『尊卑分脈』、足利衍述『鎌倉室町時代之儒教』日本古(10) 『尊卑分脈』、足利衍述『鎌倉室町時代之儒教』日本古
- 版』、三三七~三四〇頁。(11) 前掲註(2)、中村璋八『日本陰陽道書の研究 増補
- 版』、三四二頁。(12) 前掲註(2)、中村璋八『日本陰陽道書の研究 増
- 會』、一六五~一六七頁。(13) 前揭註(1)、木村純子『室町時代の陰陽道と寺院

社

補

曆林問答集』

の新寫本について

- 14 究 この部分は、 増補版』、においても未紹介であった。 前揭註(2)、中村璋八『日本陰陽道書の
- 版』、三四二頁。 前揭註(2)、 中村璋八『日本陰陽道書の研 究 增補
- 16 なお補記を参照 九四九年、『古典籍下見展觀大入札會目錄』東京古典會 版』、三五二頁、『弘文莊待賈古書目 一九八八年、による。史料11はこれら古書目錄による。 前掲註(2)、中村璋八『日本陰陽道書の研究 十七』弘文莊、 增補
- て一」(『立命館文學』六三〇卷、二〇一三年、六五九 編纂―『責鷹似鳩拙抄』と持明院家舊藏書の比較を通し ○年、五九~七○頁)、大坪舞「持明院基春による鷹書 の傳播―」(『東京大學史料編纂所紀要』二〇號 ~六六八頁)。 -近世持明院入木道に見る公家職―その成立と「祕傳」 持明院家については、以下を参照した。西村愼太郎
- 18 和武士』、名著出版、 朝倉弘(奈良縣史編集委員會編)『奈良縣史十一 一九九三年、六六三~六七六頁。 大
- 19 0 級僧侶である衆徒とともに衆徒・國民と倂稱される。 春日社領の莊官ら國人を、 國の事實上の守護であった興福寺は、同寺領と支配下 の散在神人の身分を得ている國人のこと。興福寺の下 中世大和國の國民は、當所の身分呼稱の一つで、春日 衆徒と國民に組織して支配 大

した。彼らは、興福寺の實權を一乘院と大乘院の兩門跡 が二分するようになるといずれかに所屬した(熱田公 「國民」〔『日本歴史大事典』、小學館、二〇〇〇年、 九八

社

- 20 二六三~二九八頁)。 氏と興福寺との關わりにおいては、『多聞院日記 な筆者の、興福寺の多聞院英俊が十市氏の一族であっ 一九九三年、一三二頁)。ちなみに、遠忠のころの 安田次郎「十市氏」(『日本史大事典』五卷、 幡鎌一弘『寺社史料と近世社會』、 法藏館、二〇一四年 平凡 この主 $\dot{+}$
- 21 下 。 上下、武藏野書院、二〇二〇年、一三五三頁 武井和人『十市遠忠和歌典籍の研究』研究篇・資料篇 (資料編
- 22 ○頁])。 井氏」〔『日本歷史大事典』小學館、 封させられ、 ところが、豐臣秀吉により、筒井定次が伊賀上野城へ轉 田信長より大和一國の支配を任され、郡山に築城した。 とした武家である。天正四年(一五七六)になると、織 衆徒の棟梁として活躍した大和國添下郡筒井平城を本據 筒井氏は、 大坂の陣後筒井氏は斷絶した(熱田 南北朝内亂末期から臺頭し、 11000年、 興福寺の官符 公「筒
- 23 前揭註(18)、朝倉弘 大和武士』、三七六~三七七頁。 (奈良縣史編集委員會編)

- 24 用するルール)にのっとって行うものである。 いった一連の行為を一定の作法故實(そのグループで通 練る、添削を受ける、料紙に記す、作品を讀み上げると る自覺の下になされる嚴格な儀禮で、 屬し詠歌を行った。歌會・歌合は、 歌人は、 政治的信條や立場を同じくするグループに所 共同體の構成員であ 題を得る、構想を 古今・後
- から戰國大名まで一』、KADOKAWA、二〇一六年 盤にする(小川剛生『武士はなぜ歌を詠むか―鎌倉將軍 版二〇〇八年]、一九~二一頁)。

拾遺の三代集によって選び取られた素材と詠法を基

- 25 26 このことについては、井上宗雄が、「十市遠忠につい |軍から戰國大名まで―』、一九~二三・二六一頁 前揭註(2)、小川剛生『武士はなぜ歌を詠むか― 鎌倉
- て」(『國文學言語と文藝』五〇號、 篤かつたらしい」と評價した。 四六頁)にて指摘し、「遠忠は敬神崇佛の念が非常に 一九六七年、 四 五.
- 將軍から戰國大名まで―』、二六一頁。 前揭註 (24)、小川剛生『武士はなぜ歌を詠むか― 鎌倉
- 一六一~一八七頁、曾根原理 九~一九二頁。 世天臺思想の展開―』、吉川弘文館、 菊地仁『職能としての和歌』、若草書房、二○○五年、 『徳川家康神格化への道 一九九六年、
- のことについては以下を参照した。 前揭註(21)、 武

曆林問答集』

の新寫本について

- 父子―紙背文書から探る―」(『加能史料研究』二二號、 井和人『十市遠忠和歌典籍の研究』三五〇~三五 わりについては、末柄豐 清原宣賢を仲介者としての三條西實隆との關 「畠山義總と三條西實隆・公條 几
- 30 二〇一〇年) 一~二七頁、 前揭註(21)、『十市遠忠和歌典籍の研究』、一三六七頁 が詳しい。
- 31 資料篇下)。 前揭註(26)、井上宗雄 「十市遠忠について」、 兀 |九頁。
- 32 **揭註(21)、武井和人『十市遠忠和歌典籍の研究』、一三** 部五「南都東大寺等書籍目錄」、に所載されている(前 公採集遺編類纂』(特・一六○三・八・一)九二、書籍 金澤市立玉川圖書館近世史料館加越能文庫藏本『松雲 [研究篇])。
- 33 一二~一八頁 (研究篇)。 前揭註(21)、 武井和人 干 市遠忠和歌典籍 0 研

頁

- 34 會』、三四三~三四九頁。 前揭註(1)、木村純子 『室町時代の陰陽道と寺院
- 35 前揭註(1)、木村純子 四七五~六二〇頁 室 町 時 代 の陰 陽 道 と寺 院
- 36 集』における暦注の解説を中心に―」、一二一~一二二頁。 前揭註(3)、馬場眞理子 「曆の「正 理
- 37 前揭註(1)、木村純子 五六五~六二〇頁 『室町時代の陰陽道と寺院社